

市税・国民健康保険税の納付が

コンビニエンスストアでもできるようになりました

■問い合わせ

税務課 納税係 ☎75-6115

平成23年度から市税や国民健康保険税の支払いが、指定金融機関と九州内のゆうちょ銀行・郵便局に加えて、全国の提携コンビニエンスストア（以下「コンビニ」）で納付できるようになりました。（夜間、休日も納付できます）

◎コンビニで納付できる税金

- ①市県民税（普通徴収） ②固定資産税
③軽自動車税 ④国民健康保険税

納付の際は、納付書に記載されている期別と納付期限を確認して納付ください。納付期限を過ぎたものはコンビニでは使用できません。

☆コンビニでの納付ができないものは、次のとおりです。

- ①納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるとき
②破損、汚損などによりバーコードが読み取れないとき
③納付金額を訂正したもの
④納付書にバーコードが印字されていないもの
詳しくは、問い合わせください。

取り扱いのできるコンビニ
（次の全国のコンビニ店舗）

- | | |
|---------------------|------------|
| ◆セブン-イレブン | ◆ローソン |
| ◆ファミリーマート | ◆スリーエフ |
| ◆コミュニティ・ストア | ◆サンクス |
| ◆ミニストップ | ◆ハセガワストア |
| ◆ヤマザキデイリーストアー | ◆ポプラ |
| ◆セイコーマート | ◆スーパー北海道 |
| ◆ヤマザキスペシャルパートナーショップ | |
| ◆タイエー | ◆ココストア |
| ◆エブリワン | ◆デイリーヤマザキ |
| ◆くらしハウス | ◆スリーエイト |
| ◆生活彩家 | ◆イーエム・ピーエム |
| ◆MMK設置店 | ◆セーブオン |
| ◆サークルK | |

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

軽自動車税の減免は
申請が必要です

■軽自動車税減免の要件

- ①身体障害者等が自ら運転するもの
（本人運転）
②身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（家族運転）
③身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（常時介護者運転）

※普通自動車税（県税）の減免との重複はできません。

■申請の期限 5月24日(火)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が取得、または所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む）のうち、次の一定の要件（障害の程度、使用目的など）を満たす場合に、軽自動車税減免が受けられます。

昨年、税の減免を受けた方で、昨年と申請内容の変更がない場合は、自動的に更新しますので、今年の申請手続きは不要です。

減免の対象となる障害の程度（等級）が、障害の種類ごとに異なりますので必ず、確認してください。申請方法など詳しくは、税務課におたずねください。

都市再生整備計画事業の事後評価結果の閲覧

多久駅周辺地区で実施した都市再生整備計画事業事後評価結果の閲覧を実施します。

■期間 平成23年5月2日(月)～平成24年4月27日(金)
8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く）

■場所 多久市役所 1階 商工観光課

※市のホームページでも閲覧できます。http://www.city.taku.lg.jp

■問い合わせ 商工観光課 街づくり係 ☎75-2117